

2025 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 エ ヴ ィ ク サ ー 株 式 会 社
(コード：4257 TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 瀧 川 淳
問 合 せ 先 執行役員CFO 渡辺 真次郎
TEL 03-5542-5855 (代表)
URL <https://www.evixar.com/ir>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 22 日付の「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2025 年 7 月 4 日開催予定の臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」という。)において承認可決されることを条件として、現行の監査等委員会設置会社から監査役設置会社へ移行する予定であります。

これに伴い、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の内容

定款の変更内容は、以下のとおりであります。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において、TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、上場廃止の申請が東京証券取引所に受理された後、上場廃止日である 2025 年 8 月 4 日(予定)にその効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条【現行どおり】
第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会	第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会

現行定款	変更案
(2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> 第5条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。 但し、事故その他やむを得ない事由によ って電子公告による公告をすることがで きない場合は、<u>日本経済新聞</u>に掲載して 行う。 第2章 株 式 第6条～第8条（条文省略） 第9条（株主名簿管理人） <u>当会社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u> <u>は、取締役会の決議によって定める。</u> 3. <u>当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の</u> <u>作成並びにこれらの備置きその他の株主</u> <u>名簿及び新株予約権原簿に関する事務</u> <u>は、株主名簿管理人に委託し、当会社</u> <u>においては取り扱わない。</u> 第10条（条文省略） 第3章 株主総会 第11条～第13条（条文省略） 第14条（電子提供措置等） <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主</u> <u>総会参考書類等の内容である情報につい</u> <u>て、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のう</u> <u>ち法務省令で定めるものの全部又は一部</u> <u>について、議決権の基準日までに書面交</u> <u>付請求した株主に対して交付する書面に</u> <u>記載しないことができる。</u> 第15条～第17条（条文省略）	(2) <u>監査役</u> 【削除】 第5条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。 但し、事故その他やむを得ない事由によ って電子公告による公告をすることがで きない場合は、<u>官報</u>に掲載して行う。 第2章 株 式 第6条～第8条【現行どおり】 【削除】 第9条【現行どおり】 第3章 株主総会 第10条～第12条【現行どおり】 【削除】 第13条～第15条【現行どおり】

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 第18条（取締役の員数） <u>当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とする。</u> 2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> 第19条（取締役の選任の方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任については、累積投票によらない。 第20条（取締役の任期） <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 【新設】 第21条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u>	第4章 取締役及び取締役会 第16条（取締役の員数） 当会社の<u>取締役</u>は、5名以内とする。 【削除】 第17条（取締役の選任の方法） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 【現行どおり】 3. 【現行どおり】 第18条（取締役の任期） <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 【削除】 【削除】 2. <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第19条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役</u>の中から代表取締役を選定する。

現行定款	変更案
2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定することができる。また、必要に応じてCEO (Chief Executive Officer) の役位を付すことができる。 3. 取締役社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。 第22条 (条文省略) 第23条 (取締役会の招集通知) <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで取締役会を開催することができる。</u> 第24条～第25条 (条文省略) 第26条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 第27条～第28条 (条文省略) 第29条 (取締役の報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第30条 (取締役との責任免除等) (条文省略)	2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から取締役社長1名を選定することができる。また、必要に応じて取締役にCEO (Chief Executive Officer) その他のチーフオフィサーの役位を付すことができる。</u> 3. 【現行どおり】 第20条 【現行どおり】 第21条 (取締役会の招集通知) <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで取締役会を開催することができる。</u> 第22条～第23条 【現行どおり】 【削除】 第24条～第25条 【現行どおり】 第26条 (取締役の報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u> 第27条 (取締役の責任免除等) 【現行どおり】

現行定款	変更案
<u>第5章 執行役員及び技術専門役員</u> <u>第31条（執行役員）</u> <u>当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。</u> 2. <u>当会社は、取締役会の決議によって、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）又は使用人の中から執行役員を選任し、当会社の業務を委嘱することができる。また、必要に応じてCEO（Chief Executive Officer）以外のチーフオフィサーの役位を付すことができる。</u> 3. <u>執行役員に関する事項については、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。</u> <u>第32条（技術専門役員）</u> <u>当会社は、取締役会の決議によって、技術専門役員を置くことができる。</u> 2. <u>当会社は、取締役会の決議によって、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）又は使用人の中から技術専門役員を選任し、当会社の特定の技術分野における業務を委嘱することができる。また、必要に応じてCEO（Chief Executive Officer）以外のチーフオフィサーの役位を付すことができる。</u> 3. <u>技術専門役員に関する事項については、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める技術専門役員規程による。</u> <u>第6章 監査等委員会</u> <u>第33条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>第34条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日</u>	【削除】 【削除】 【削除】 【削除】 【削除】 【削除】

現行定款	変更案
<u>前までに各監査等委員に対して発する。</u> <u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>	
<u>第35条（監査等委員会の決議の方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>	【削除】
<u>第36条（監査等委員会の議事録）</u> <u>監査等委員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名したうえで、監査等委員会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。</u>	【削除】
<u>第37条（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>	【削除】
<u>第 7 章 会計監査人</u>	【削除】
<u>第38条（会計監査人の選任の方法）</u> <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u>	【削除】
<u>第39条（会計監査人の任期）</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>	【削除】

現行定款	変更案
<u>第40条（会計監査人の報酬等）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u> <u>第41条（会計監査人との責任限定契約）</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】	【削除】 【削除】 <u>第5章 監査役</u> <u>第28条（監査役の数）</u> <u>当会社の監査役は、2名以内とする。</u> <u>第29条（監査役を選任の方法）</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>第30条（監査役任期）</u> <u>監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役任期の満了する時までとする。</u> <u>第31条（監査役報酬等）</u> <u>監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>第32条（監査役責任免除等）</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現行定款	変更案
第8章 計 算 第42条（条文省略） 第43条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</u> 第44条（剰余金の配当の基準日） <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> 3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> 第45条（条文省略） 【新設】	<u>る。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第6章 計 算 第33条【現行どおり】 第34条（剰余金の配当） <u>当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</u> 【削除】 第35条【現行どおり】 附則 第1条 <u>現行定款第9条（株主名簿管理人）の変更は、2025年7月4日開催予定の臨時株主総会に付議される「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されること及び株式会社アイ・アール ジャパンとの間の2022年4月15日付け株主名簿管理人委託事務契約書の終了を条件として、上場廃止日（2025年8月4日（予定））にその効力を生じる。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u> 第2条 <u>現行定款第9条を除く本定款の変更は、2025</u>

現行定款	変更案
	<u>年7月4日開催予定の臨時株主総会に付議される「TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、上場廃止日（2025年8月4日（予定））にその効力を生じる。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u>

2. 定款変更の日程

- | | |
|--------------------|---------------|
| （1）定款変更に係る取締役会決議 | 2025年5月22日 |
| （2）定款変更のための株主総会開催日 | 2025年7月4日（予定） |
| （3）定款変更の効力発生日 | 2025年8月4日（予定） |

以 上